定款変更手続きについて

目次

E款変更手続きについて	0
・「定款変更届」と「定款変更認可申請」との違い	
・申請書作成、添付書類の準備にあたって留意すること	1
・申請書の様式は正しいか	1
・「申請日」「届出日」を適切に記載しているか	1
・登記の記載事項と一致しているか	1
・申請書の新旧対照表と定款の記載が一致しているか	1
・附則に施行日を記載する場合、日付が入っていないか。	2
・事業を追加する場合、事業名を正しく記載しているか。	2
・議事録の抄本を適切に作成しているか。	2
・条ずれや、その他の必要な修正箇所に漏れがないか	2
· 必要書類	3
・定款変更届出	3
・定款変更認可申請	
(参考) 見逃しがちな修正漏れに注意!	

・「定款変更届」と「定款変更認可申請」との違い

社会福祉法人が定款を変更する際は、所轄庁の認可、もしくは届出が必要となります。 定款変更には「届出」と「認可」の2種類があります。

届出事項:次の事項のみの変更の場合

①事務所の所在地の変更、②基本財産の増加、③公告の方法の変更

認可事項:上記の届出事項以外の変更の場合

※届出事項と併せて認可事項を変更する場合は、変更認可申請

(社会福祉法第45条の36第2項、第4項)

申請書の様式が異なりますので留意してください。

・申請書作成、添付書類の準備にあたって留意すること

・申請書の様式は正しいか

「定款変更届出書」と「定款変更認可申請書」の2種類の様式があります。使用している様式が正しいか確認してください。不明な場合は監査課までお問い合わせください。

・「申請日」「届出日」を適切に記載しているか

「申請日」「届出日」には、実際に申請/届出を行う日を記載してください。(原則として、郵送の場合は発送日を、持参される場合は当日の日付を記入してください。法人内で決裁が完了した日ではありません。)

実際の申請日と、記入されている日付に乖離がある場合は、差替えていただくことがあります。

・登記の記載事項と一致しているか

土地、建物の所在地や構造に関する表記は、登記の記載内容と一致させてください。

誤記の例:「平屋建」≠「平家建」、「○○造」≠「○○造り」 など

・申請書の新旧対照表と定款の記載が一致しているか

申請書の変更内容の記載が、定款(新・旧)の内容と異なっているケースが散見されます。提出に当たっては誤記が無いか充分御確認下さい。

・附則に施行日を記載する場合、日付が入っていないか。

定款変更は所轄庁の認可をもって効力を生じるため、所轄庁の認可日よりも前の日付を設定する ことができません。附則の施行日は日付を空欄にしておき、認可完了後に日付を記載してください。

※ 「定款変更届」の場合は、評議員会の承認日以降の日付であれば任意に記入できます。

・事業を追加する場合、事業名を正しく記載しているか。

①社会福祉事業

「社会福祉事業名」+「の経営」と記載します。

- ※ 事業所管部署から、特定の記載(例:「○○法に基づく△△事業」)を指定されることがありますが、社会福祉法人に関しては、上記のとおり記載します。
- ※「社会福祉事業名」は社会福祉法に基づく名称です。不明な場合はお問い合わせください。

②公益事業、収益事業

法令等により、記載する事業名に指定がある場合はそれに準拠してください。不明な場合は、実施する事業の所管部署、または監査課にお問い合わせください。

・議事録の抄本を適切に作成しているか。

議事録の写しを抄本とする場合は、原本から必要箇所をコピーしてください。

【必要箇所】

- ① 開催日、場所、出席者等、適法に開催されていることが確認できる箇所
- ② 申請内容に係る議題が決議されていることが確認できる箇所 ※ 別紙に詳細を記載している場合は、該当する別紙も添付してください。
- ③ 署名欄

・条ずれや、その他の必要な修正箇所に漏れがないか

条の追加や削除を行った場合は、番号を整理するとともに、<u>他の条で参照している箇所が無いか、</u>同時に変更しなければならない条文がないか、十分確認してください。

※ 租税特別措置法への対応や、会計監査人の設置に関する変更、公益事業・収益事業の追加/削除 を行った場合は、変更箇所が多岐にわたるため特に注意を要します。

・定款変更届出

事務所の所在地変更

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款(新·旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 事務所の移転が確認できる書類(原本または写)

(例:不動産登記事項証明書、不動産賃貸借契約書等)

基本財産の追加

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款 (新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 不動産登記事項証明書 (原本または写)

基本財産について

「法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本財産として定款に記載」する必要があります。(指導監査ガイドライン ${\rm III}$ 1 (1))

第 2 種社会福祉事業の用に供している自己所有の不動産で、「その他財産」としているものは、基本財産として追加してください。その際、既に担保権が設定されている場合は、「基本財産担保提供承認申請書」を提出し、所轄庁の承認を得る必要があります。(要件を満たす場合は「意見書」。)

公告の方法

- ① 定款変更届出書(2部)
- ② 定款 (新·旧)
- ③ 評議員会議事録の写

· 定款変更認可申請

認可申請に必要な書類は、変更内容により異なります。代表的な申請内容について以下例示します。なお、下記以外にも必要に応じてその他参考書類を添付していただく場合があります。

事業の追加

- ① 定款変更認可申請書(2部)
- ② 定款 (新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 当該事業に関する事業計画書及び予算書(事業開始年度及び翌年度)
- ⑤ 当該事業に関する契約書(受託契約書又は事業決定通知書等)の写
- ⑥ 当該事業の不動産に関する書類(登記事項証明書又は賃貸借契約書)の写
- ⑦当該事業のために新たに不動産を取得した場合には、その財源を証する書類の写

事業の廃止

- ① 定款変更認可申請書(2部)
- ② 定款 (新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 当該事業に関する廃止届の写等

基本財産の減少

※事前に基本財産処分の承認を得ていなければ、定款変更認可申請することはできません。

- ① 定款変更認可申請書(2部)
- ② 定款(新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 当該不動産の登記事項証明書の写

所轄庁の変更 (本市に変更になる場合)

- ① 定款変更認可申請書(2部)
- ② 定款 (新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写
- ④ 法人の履歴事項全部証明書の写

※本市から所轄庁が変更となる場合、定款変更認可申請は変更先の所轄庁へ提出してください。 また、必要書類についても変更先の所轄庁にご確認ください。 その他の変更(役員等に関する変更(定数、役職等)、租税特別措置法の対応等)

- ① 定款変更認可申請書(2部)
- ② 定款 (新・旧)
- ③ 評議員会議事録の写

★不明点がありましたら、事前相談も受け付けますので監査課担当までご連絡ください。

(参考) 見逃しがちな修正漏れに注意!

定款変更に際して、条文の追加や削除、変更を行うと、他の条文にも影響が及ぶことがあります。よく発生する修正漏れについて、定款例を基にピックアップします。

評議員の定数に関する条文

参照している条文があります。条番号が変わった場合は注意してください。

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

(評議員の任期)

第七条 (略)

2評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後 も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

役員の定数に関する条文

参照している条文があります。条番号が変わった場合は注意してください。

(役員<及び会計監査人>の定数)

- 第一五条 この法人には……次の役員を置く。
 - <u>(1)理事 OO名以上OO名</u>以内
 - (2)監事 〇〇名以内
- 2 理事のうち一名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

(決議)

第一三条 (略)

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が<mark>第一五条</mark>に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(役員<及び会計監査人>の任期)

第一九条 (略)

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

公益事業、収益事業の章を新たに追加、または削除した場合

公益事業、収益事業の章を追加、または削除した場合、該当する章、条文のほか、<u>資産に関する以下の記</u> 載も修正する必要がありますので留意してください。

○社会福祉事業のみを実施する法人の記載例

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

- 2 (略)
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 (略)

○社会福祉事業及び公益事業を実施する法人の記載例

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の三種とする

- 2 (略)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 (略)

○社会福祉事業、公益事業及び収益事業を実施する法人の記載例

(資産の区分)

- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事態財産の四種とする。
- 2 (略)
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4公益事業用財産及び収益事業用財産は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条**援** る収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 (略)

○社会福祉事業及び収益事業を実施する法人の記載例

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、収益事業用財産の三種とする

- 2 (略)
- 3 その他財産は、基本財産、収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 収益事業用財産は、第〇条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 (略)

業務執行理事の規程を追加/削除した場合に、併せて変更が必要な条文

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 (略)

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 (略)

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 (略)

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執 行理事は、<例:理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>
- 3 理事長<mark>及び業務執行理事</mark>は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しな ければならない。

(権限)

第二四条 (略)

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職